平成２４年（フ）第５８９７号
大阪市北区梅田１丁目12番39号
破産者　株式会社瀬戸寿司
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８号
兵庫県伊丹市荻野４丁目56番地
破産者　株式会社ＦＡＲ　ＥＡＳＴ
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１５５号
兵庫県西宮市津門稲荷町11番15号
破産者　ヤマト交通株式会社
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０６号
兵庫県西宮市荒木町12番30号
破産者　有限会社日南設備
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８号
鳥取県米子市昭和町83番地１
破産者　有限会社米子基礎
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３８２号
岡山県玉野市和田３丁目27番27号
破産者　藤井　康雅
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７号
長野県岡谷市堀ノ内１丁目18番14号
破産者　有限会社中澤企画
１　決定年月日　平成25年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２５号
千葉県富里市久能224番地２
破産者　株式会社ティー・エム・エス
１　決定年月日　平成25年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
岐阜市南鶉６丁目12番地２
破産者　有限会社ウィンアンドウィン
１　決定年月日　平成25年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５５号
三重県津市高洲町15番43号
破産者　田中伊津子
１　決定年月日　平成25年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８０号
滋賀県野洲市冨波乙817番地の10
破産者　有限会社梁川組
１　決定年月日　平成25年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２１０５号
津市片田井戸町228番地１、開始決定時の住所札幌市厚別区厚別東５条３丁目24番地10
サーム新さっぽろ911号
破産者　坂口　　智
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４９号
埼玉県川口市弥平２丁目11番19号　共栄荘202号
破産者　阿部　政義
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３９７号
埼玉県上尾市弁財１丁目４番29号　ブリリアントⅠ―103
破産者　小野　協栄
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６５号
栃木県栃木市藤岡町藤岡5880―１、住民票上の住所さいたま市西区宮前町619番地２
破産者　上岡　　登
１　決定年月日　平成25年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６８号
札幌市清田区美しが丘３条３丁目１番５号
破産者　井川　富貴
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２３号
宮城県名取市上余田字吉原18番地
破産者　小林　　智
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５３７号
仙台市青葉区向田16番13号、従前の住所宮城県黒川郡富谷町大童字養禅寺54番地
破産者　小川　　稔
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
宮城県栗原市金成大梨125番地８
破産者　岩島　恒吉
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
宮城県遠田郡美里町北浦字二又56番地
破産者　佐々木正幸
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
秋田県能代市字鳳凰岱136番地36
破産者　山谷　誠治
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部